

松 医 発 第 95 号
2025 年 6 月 24 日

会 員 各 位

一般社団法人 浜松市医師会
会 長 滝 浪 寛



令和 7 年度 在宅医療提供施設整備事業について

時下、ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

さて、静岡県より在宅医療提供施設整備事業の案内がありました。この事業は訪問診療を実施する診療所の行う設備整備、及び在宅医療を実施する有床診療所の行う施設・設備整備に対する経費の一部を助成することにより、在宅医療提供体制の充実を図るものです。補助金の申請を希望する会員の方は、下記の内容をご参照いただき、必要な書類を整備して浜松市医師会へ提出をお願いいたします。申請希望をされる方は、提出用書類を送りますので、まずは医師会までフォームで連絡をください。

1. 提出書類：在宅医療提供施設整備事業に係る事業計画書（令和 7 年度執行分）
* 見積書に加え、カタログの写し（設備整備の場合）または計画図面（施設整備の場合）を添付。
* 事業計画書の様式には、「訪問診療実施診療所用」と「在宅医療実施有床診療所」の 2 種類あり。
2. 提出期限：7 月 23 日（水）17：00
3. 申請希望の連絡：下記の資料請求フォームから、浜松市医師会へ連絡をください。
上記、提出用書類を送らせていただきます。

<https://forms.gle/m78CVv5hrUxEpww27>



4. 対象医療機関と補助対象経費、および補助基準額は以下の通りです。補助率は 1/2 です。

事業区分	補助対象	基準額
(1) 訪問診療実施診療所（設備整備） ・訪問診療を実施している（予定を含む）診療所	訪問診療のために必要な医療機器等の備品購入費 （例）ポータブルエコー、ポータブル心電図検査装置等（可搬型）	1 か所当たり 3,000 千円 （補助率：1/2）
(2) 在宅医療実施有床診療所（施設整備） ・在宅医療実施等に関する条件があります。	在宅医療のために必要な患者の療養環境の整備又は看護職員等の勤務環境に係る新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 （例）バリアフリー化、入院設備、看護師等の休憩室の整備等	1 か所当たり 198,000 円×整備する面積。 （補助率：1/2） * 面積の上限あり。
(3) 在宅医療実施有床診療所（設備整備）	在宅医療のために必要な医療機器等の備品購入費 （例）人工呼吸器、超音波画像診断装置等	1 か所当たり 11,000 千円 （補助率：1/2）

5. 問い合わせ 浜松市医師会 在宅医療推進員 江口洋子（TEL：452-2531 直通）